

# 東京 2020 大会公式マスコットの立体モニュメント制作業務委託仕様書

## 1 業務名称

東京 2020 大会公式マスコットの立体モニュメント制作業務委託

## 2 業務目的

- ・ 茨城県は、東京 2020 オリンピック・サッカー競技の開催会場都市として、国内外からの観戦客等をラストマイルドレッシング、シティドレッシングの設置等により歓迎し、大会の祝祭の雰囲気盛り上げることが求められている。更に、都市装飾は、演出の仕方によって開催都市である茨城県の魅力や特色を国内外に広く印象付けることできる重要な要素でもある。
- ・ 本業務は、こうした背景をもとに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という）が示すガイドライン（以下、「ガイドライン等」という）を遵守し、内容・手法等を検討した「茨城県都市装飾実施計画書」に基づき、茨城県庁に設置する東京 2020 大会公式マスコット（以下、「公式マスコット」という）の立体モニュメントの制作業務を行うものである。

## 3 業務委託期間

本業務の委託期間は、契約の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

## 4 業務内容

- ・ 公式マスコットの立体モニュメントを 2 台（オリンピックマスコット、パラリンピックマスコットを各 1 台）制作すること。
- (1) ガイドライン等の遵守、データ提供について
- ・ 制作についてはガイドライン等を遵守すること。
  - ・ 立体モニュメントの制作にあたり必要となる次のデータは、委託者から提供する。  
なお、データの提供を受けるにあたっては、別添「東京 2020 大会公式マスコットの立体モニュメント制作業務に係る秘密保持誓約書」を提出すること。

[提供可能なデータ]

- ア オリンピック憲章（公益財団法人日本オリンピック委員会がホームページで公表しているもの）
- イ 大会ブランド保護基準（組織委員会がホームページで公表しているもの）
- ウ 東京 2020 オリンピックマスコットガイドライン
- エ 東京 2020 パラリンピックマスコットガイドライン
- オ ゲームズシグネチャー（旧：ワードマーク）ガイド資料
- カ 茨城県都市装飾実施計画書（2020 年 1 月 20 日現在）

## (2) 仕様等

### ① 構成・デザイン

- ・ 立体モニュメントは、「レリーフ造形」と「レリーフ造形架台フレーム」と「レリーフ固定用台座」で構成すること。
- ・ 基本的なデザインについては、**別紙**を参照すること。  
※ **別紙**には、本業務に含まれない設置に関する業務内容も記載している。

### ② 制作数

- ・ オリンピックマスコット 1台
- ・ パラリンピックマスコット 1台

### ③ サイズ・素材

#### ア マスコットレリーフ造形

H≒1,950mm 金属製箱加工 D=50mm

カットアウトシート 公式マスコット指定色仕上げ

公式マスコットの種類ごとに、表面と裏面で同一デザインを2枚

#### イ マスコットレリーフ造形架台フレーム

W1,750mm×H2,800mm×D1,200mm 角パイプ又は鋼材枠組仕様

外装:金属鋼板板金, 指定色仕上げ

#### ウ レリーフ固定用台座

W2,400mm×H1,140mm×D2,400mm

フレーム:□100mm×100mmパイプ枠組

外装:金属鋼板板金, 指定色仕上げ

### ④ 照明

- ・ 外照式の照明を設置すること。照明は、オリンピックマスコット、パラリンピックマスコットそれぞれの輪郭が確認できる照度があること。
- ・ 照明器具の選定にあたっては、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー（GE）を含む複数のメーカーの製品から、機能性、品質及び価格等について総合的に比較検討し、優位性がある製品を選定すること。

### ⑤ その他留意事項

- ・ 立体モニュメントに人が近寄ったり、登ったりすることを想定した上で、十分に安定した強固な構造体とすること。
- ・ 素材は、突風、豪雨、積雪など様々な気候条件に耐えるに十分な強靭さを確保すること。
- ・ 公式マスコットに用いる色は、立体モニュメントが展示されている間、降雨、日光などの気象条件に耐えられるものであること。

【参考情報】 ※ ⑥～⑧は業務内容に含まない。

⑥ 設置場所

- ・ 茨城県庁 正面入口歩道 両サイド（屋外設置）

⑦ 固定方法

- ・ 敷ゴムを養生し、土嚢タイプと金属タイプのウエイトで固定する。  
なお、ウエイトは設置場所の施設管理者との協議や荷重等を踏まえて別途調達する。

⑧ 設置予定期間

- ・ 2020年4月15日（水）～9月7日（月）

（3）工程表の提出

- ・ 受託者は、契約締結後速やかに、以下の作業項目を記載した工程表を委託者に提出すること。なお、その他追加項目がある場合は、委託者と協議の上、決定すること。

ア 実施設計図作成

イ データ作成

ウ デザイン校正，色校正

エ 原型制作

オ 型取り

カ スチール板金加工

キ 仕上げ

ク フッ素塗装

ケ シート貼り

コ ベース制作

サ 手摺制作

シ 支柱制作

ス 組み立て

セ 保管

（4）各作業項目において留意すべき事項

① 実施設計図作成

- ・ 別紙及びガイドライン等を参照の上、実施設計図を作成し、委託者の承認を受けること。
- ・ 実施設計図の作成にあたっては、（2）仕様等及び別紙に示す仕様について、受託者が技術的・時間的な観点、あるいは安全性の確保の面から制作が難しいと判断した場合、又は、委託者が組織委員会や設置場所の施設管理者との協議において仕様の変更が必要とした場合は、委託者と受託者の協議の上で仕様の変更を行うことができる。
- ・ 実施設計図は、委託者の承認に加えて、組織委員会の監修を受けること。なお、組織委員会への実施設計図の提出や連絡調整等は委託者が行う。

② デザイン校正，色校正

- ・ 校正にあたっては、1/10サイズのカットアウトシートのサンプルを作成すること。
- ・ サンプルは、委託者の承認に加えて、組織委員会の監修を受けること。なお、組織委員会へのサンプルの提出や連絡調整は委託者が行う。
- ・ サンプルの提出方法等については、受託者は委託者の指示に従うこととする。

- ③ 仕上げ
  - ・ 板金加工表面の段差や凹凸を平滑にするための処理を施した後、研磨加工等を行うこと。
- ④ フッ素塗装・シート貼り
  - ・ 耐候性の高いフッ素塗装及び塩ビシートにより指定色（別紙参照）を調色すること。
- ⑤ ベース制作
  - ・ ベース本体にアジャスターを取付け、立体モニュメントの水平が保たれるようにすること。
  - ・ 「TOKYO 2020」の文字のフォントは委託者が提供するデータを使用すること。
- ⑥ 組み立て
  - ・ 「レリーフ造形」と「レリーフ造形架台フレーム」は、ビス及びコーキング材にて固定部材が目立たないように固定し、「レリーフ造形」が付加された「レリーフ造形架台フレーム」と「レリーフ固定用台座」は、ボルトやナットなどにより、容易に外れないよう固定すること。  
なお、ボルトやナットは、外部に露出しないように「レリーフ造形架台フレーム」脚部に開閉式の蓋をつけて脚部の内部で固定できるように施すこと。
  - ・ 組み立て後の立体モニュメントについて、委託者による確認を受けること。  
なお、委託者の確認後は、必要に応じて「レリーフ造形」「レリーフ造形架台フレーム」「レリーフ固定用台座」に解体すること。
- ⑦ 保管
  - ・ 立体モニュメントは、損傷防止の養生をするとともに、器物破損や盗難等の被害が生じることのないよう、必要な防犯上の措置を講じた上で、委託者が指定する期日まで保管すること。なお、保管場所の確保は、受託者が行うこと。

## 5 成果品の提出

- ・ 公式マスコットの立体モニュメント2台（オリンピックマスコット、パラリンピックマスコットを各1台）
- ・ 東京2020大会公式マスコットの立体モニュメント制作業務報告書  
A4 冊子形式（.doc形式）による日本語版：5部
- ・ 本業務で制作したデザイン等（.doc, .ai, .pdf, .jpeg等の各形式）の  
電子データ（CD-R又はDVD）：1式

## 6 業務委託全般に係る留意事項

### （1）組織委員会等の関与

本業務の実施にあたり、委託者のほか、組織委員会、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会等から別途の指示を受ける場合がある。

(2) 打合せ等

- ア 受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。
- イ 本業務の実施に当たり、受託者は、委託者と必要な協議及び打合せを行い、誠実に業務を進めること。
- ウ 受託者は、打合せ等で必要となる資料をその都度作成・提出すること。

## 7 その他

- ・ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。  
受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として条例の適用を受けるものとする。
- ・ 本業務により作成した成果品についての一切の権利は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き委託者に帰属し、無償で委託者に譲渡するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。また、本仕様書は、委託者と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。

以上